(<u> </u>	<u>/타기/</u>		準法に基づく建築制 分	· 放 克孜			市街信	比区域				調整	とと域	2以上の区域	令和6年4月 備考
48条		用途地域		第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域のない区域		91条	都市計画図
												右記以外	右記以外 和良比·物井地区 (過 (一部)	(過半)	4 (1) (1) (1) (1) (1) (1)
61条		準防火地域		_	_	_	_	_	準防火地域 (一部)	準防火地域	_		_	65条1項 (全部主義)	都市計画図
22条 県告示		準防火地域以外の 市街地についての指定			全域あり					許可条件による		24条 (全部主義)			
52条 1項		容積率		100%	150%	200%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	100%	7項 加重平均	都市計画図
2項		前面道路幅員12m未満 の場合 幅員(m)×			40% 60%						60%		(平均主義)		
53条 1項			建蔽率	50%	60%	60%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	50%	2項	都市計画図
3項2号 県細則 第16条		角地緩和(周囲1/3以上) /\ (A&B≧4m) /\ (A+B≧ 10m) /\ (120°以内)			+10%						+10%		加重平均 (平均主義)		
55 1 ³		ğ	建築物の高さの制限	10m	12m	_	_	_	_	_	_		_	各部分ごと (部分主義)	都市計画図
56条 1項	1号	道路 斜線	適用距離 勾配		0m 1.25		20m ∠1.25			20m ∠1.5		2 ∠1.5	0m ∠1.25	5項	
	2号	隣地 斜線	立上り+勾配	_	_	20m+∠1.25			31m+∠2.5			20m+∠1.25		別表第3 各部分ごと (部分主義)	
	3号	北側 斜線	立上り+勾配	5m+	∠1.25	_	_	_	_	1	_		(即刀'土我)		
		日影規制 制限を受ける建築物		軒高>7m 地階を除く階数≧3		高さ>10m			(第二種高度の場合) 高さ>10m	—	_				
56条の2 別表第4 県条例 第46条の2		平	均地盤面からの高さ	1.5m		4m 4m		m	4m — —				_		
		敷地境 界線か	10m以内の 日影時間	(2)	4時間	(1) 3時間 (1) 4時間		4時間	(2) 5時間	_	_		_	日影を生じさせ る区域の制限 (部分主義)	
第40 :	₩072	らの水 平距離	10m超の 日影時間	(2) 2	2.5時間 (1) 2時間		(1) 2.5時間		(2) 3時間	_	_		_		
58	条		高度地区	_	_	第一種高度	第一種高度 第二種高度	第二種高度	第二種高度 (一部)	_	_		_	各部分ごと (部分主義)	都市計画図
59条		高度利用地区		_	_		_	_	_	一部	_		_	91条 (過半)	都市計画図
47条		壁面線による建築制限		全域なし	※以下の区域又は地域では、形態や敷地面積に関する制限やお願いがありますので、ホームページや担当課でご確認ください。										
53条の2		敷地面積の最低限度		全域なし	「他化地区、のいう地区、こうごう土地区、もはの主地区、十八田3-4-5」日地区、鳥の日地区、鳥の日は七地区、										
54条		外壁の後退距離		全域なし	和良比六方野地区、和良比三才地区、たかおの杜地区、中央地区) ※住所が地区名と異なっていても、地区計画区域に含まれる場合がありますので、都市計画図等で確認してください。							_		地区計画区域 は都市計画図	
68条の2		地区計画区域内における あり 市条例による制限 右欄参照			・お願い地域 担当課: 建築課 (千代田1・2丁目、みそら、美しが丘)										
73条他		建築協定		全域なし	・四街道市開発行為指導要綱が適用された区域 担当課:都市計画課										

建築基準法施行令

令86条3項	積雪荷重	県細則16条の2	垂直積雪量=30cm、単位荷重=20N/cm/㎡
令87条2項	風圧力	平成12年建設省告示第1454号	基準風速V ₀ =36m/秒
令88条1項	地震力	昭和55年建設省告示第1793号	Z=1.0

建築物省エネ法等

地域の区分	平成28年国土交通省告示第265号	6地域
-------	-------------------	-----